

令和 7 年度第 2 回平塚市市民活動推進委員会 議事録

日 時 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 2 時から午後 4 時 0 0 分まで
場 所 ひらつか市民活動センター 会議室 A・B
出席者 後藤委員、和久井委員、西畑委員、大関委員、能勢委員、船越委員、原田委員、
中村委員、小宮委員、事務局（市民部長、協働推進課長、協働推進課課長
代理、市民活動センター長、市民協働担当 2 人）
傍聴者 なし

1 第 7 回平塚市みんなのまちづくり事例の審査スケジュール等について

・第 7 回平塚市みんなのまちづくり事例の審査スケジュール等について、事務局から資料に基づき、説明した。

【委員からの意見・質問等】

〈委 員〉：対象主体が市民活動団体、地域活動団体、事業者、教育機関等とあるがここに NPO 法人は含まれるのか。

〈事 務 局〉：含まれる。

〈委 員〉：どこに該当するのか。

〈事 務 局〉：対象主体の中には NPO 法人も含まれるのだが、分かるように表現を見直していきたい。

〈委 員〉：対象主体にチラシを送付すると思うのだが、どのような団体等に送付するのか。

〈事 務 局〉：ひらつか市民活動センターに登録している市民活動団体、これまで事例を応募していただいた団体、事業者等に数百ほどチラシを送付している。また登録していない市民活動団体や、地域活動団体、事業者等がそうした活動をしているか調査し、確認ができた団体等にも送付している。また、自治会にチラシの送付、市民活動をしている団体等の情報収取をしている。

〈委 員〉：過去の事例集は見ることができるのか。

〈事 務 局〉：これまでの事例集は平塚市ウェブサイトから確認することが可能である。

〈委 員〉：地域課題の解決とあるが、平塚市の想定する地域課題とはなにか。

〈事 務 局〉：地域課題そのものにテーマを決めているわけではない。

〈委 員〉：子育て、高齢化対策、商店街の活性化など活動の課題があると思うが、そうしたものを示してよいのでは。

〈委 員〉：自治会の視点となるが、地域ごとに課題が異なる。まちづくり事例の募集という地域課題は平塚市全体で抱える共通の課題という意味ではなく、地域ごとの課題だと考えている。

〈事 務 局〉：そのとおりである。自治会でいえば、ゴミ問題、清掃活動、防犯・防災関係など多岐に渡る活動を報告としていただいている。平塚市もそうしたものは、募集の対象であると捉えている。

- 〈委員〉：年間大賞を取った団体のその後はどうなったのか。
- 〈事務局〉：年間大賞を取った団体から意識の向上に繋がったという声を聞くが、その後のリサーチをしているわけではない。必要に応じて、確認も検討する。
- 〈委員〉：大きなリサーチは要らないと思うが、事例集に前回受賞者の声などを掲載するなど検討してもよいと思う。
- 〈委員〉：受賞団体の一つが、事例集への掲載により大学生から連絡をいただいた。取材や手伝いがあり、大学生との関係性が築くことができた。
- 〈委員〉：まちづくり事例の募集は表彰が目的ではなく、そうしたことが目的だと思う。

2 平塚市市民活動推進補助金制度の見直し（案）について

・平塚市市民活動推進補助金制度の見直し（案）について、事務局から資料に基づき、説明した。

〔委員からの意見・質問等〕

- 〈委員〉：補助事業の区分にある協働コースと、協働事業との違いはなにか。
- 〈事務局〉：平塚市としては補助金制度を通じて、市民活動団体等の活動を協働事業に繋げていきたいという思いがある。補助金の交付については、平塚市と市民活動団体等の間に契約はない。協働事業については、行政と団体との契約によるものである。
- 〈委員〉：協働事業は、行政と団体であり、協働コースは団体間での協働ということではないのか。
- 〈事務局〉：そのとおりである。協働コースは市民活動団体単独では、達成が難しい課題があるときに他の団体や企業等と連携して課題解決に繋げていただきたいというものである。
- 〈委員〉：提案側である市民活動団体が、他の団体や企業等に声掛けをした上で、行うものということか。
- 〈事務局〉：そのとおりである。提案側である市民活動団体からパートナーを募っていただく。
- 〈委員〉：ひらつか市民活動センターを通じた団体・企業等とのマッチングの相談・支援も検討しているのか。
- 〈事務局〉：検討している。
- 〈委員〉：例えば、ちがさき・さむかわこどもファンドで、プラスチックごみを使い、障がい者向けにペットボトルを開けるためのオープナーを作った。そうした課題解決のための物品開発の提案があった場合、企業と連携して販売することは可能なのか。
- 〈事務局〉：補助金の交付が終了し、その後の活動で収益を得ることは平塚市としても重要と考える。この収益は補助金活用事業においては、収入として扱っていただきたい。また、補助金以外の財源を団体で確保することも、市民活動団体

の課題でもある。

〈委員〉：将来的に開発した物品を販売する目的でも、補助金の申請を妨げないものでよいのか。

〈事務局〉：そのとおりである。応募いただいた後は外部の方が構成員となっている審査会を開催する。審査の中で採択・不採択、金額の決定を行う。毎年３月に市民活動団体等からプレゼンテーションをいただく。

〈委員〉：整理すると、市民活動団体等の活動の目的の到達点に商品開発があるとしても、そこに市民のニーズがあれば、補助金の審査を通して採択を得る可能性があるということか。

〈事務局〉：そのとおりである。

〈委員〉：組織基盤整備コースから協働コースに変更するということだが、補助金交付の全体の上限額の減少をしていると見受けられる。協働コースを創設し、団体から提案があったときに他のコースよりも優先されるものなのか、他のコースの応募が多かった場合、他のコースに申請のあった団体に一律に対応できるのか。予算が縮小しているなら、新たなコースを作らなくてよいのではないか。

〈事務局〉：補助金の交付について、令和６年度は１８０万円、令和５年度は１４０万程度の執行をしている。資料にあるとおり、協働コースの提案があった場合は、申請の要件のハードルも高いため、優先的に補助金交付の枠へ組み込みたいところだが、委員の言われるとおり、他のコースの応募の状況を加味して対応する予定である。また、見直し案では、全体の上限額を１００万円程度としているが、過去の執行状況、実際の団体からの提案状況に対応できるように、１５０万程度までは対応できるようにしておく予定である。

〈委員〉：より多くの団体に支援が行きわたるようにするのが、この補助金制度の目的だと思う。新たなコースを作ったがために他のコースへの支援がなくなることが危惧している。できればコースを増やすのではなく、既存のコースを手厚くしたほうがよいのではないか。

〈事務局〉：これまでの実績で言えば、補助金へ応募された全ての団体に補助をしている。補助金額については事業内容を鑑み、減額しているケースもある。今後についても、可能な限り支援をしていくところではあるが、応募数が増えると、予算の制約もあるため、希望額（補助金利用提案額）からの査定をしていく必要があることは御理解いただきたい。

〈委員〉：協働コースのような取組みは他の自治体では、あまり見受けないのでチャレンジなことと感じている。実際に応募される団体へ向けた特別な仕掛けがないと、なかなか難しいとは思いますが、団体や企業等との連携の種になればいいと思うので、内容としては期待している。

〈事務局〉：ひらつか市民活動センターとも協力しながらＰＲしていきたいと考えている。

〈センター長〉：市民活動団体の現状について話をしたい。組織基盤整備コースの廃止についてだが、組織基盤整備が何かを理解している市民活動団体は少ない。神奈川

県で始まっているNPO法人への支援プログラムにおいて浮き彫りになったのが、NPO法人の組織基盤の脆弱さである。基本的な事務作業ができていない市民活動団体が多いのが現実である。平塚市には協働コースが平塚市民からニーズがあるのかを確認したい。ニーズがあれば協働コースには可能性があると思う。ひらつか市民活動センターとしては、発展コースを50万円から20万円にした理由も確認したい。発展コースと組織基盤整備コースの違いについては、平塚市がどこまで周知しているのかも確認したい。また、入門コースの人数の緩和については、市民活動センターへの登録の要件と違いが出てくるので、センターの登録の基準を変えなくてはいけないのではないかな。

〈事務局〉：入門コースの人数緩和については、おっしゃるとおり登録団体との兼ね合いもあるのでセンターとの調整はしていく予定である。市民活動団体については、補助金交付以降も活動を継続いただきたいところであるが、発展コースにおいて、上限額50万円を最大3年間補助するものであるが、4年後は補助されてきた50万円がない状態で、そのまま活動を継続できるのかを危惧している。発展コースの中に組織基盤整備コースの要素を入れて、補助することも可能であると考えている。

協働コースに関しては、提案団体が必ずあるということを想定しているわけではない。ただし、この協働コースを経て、市民活動団体が他団体、企業等と連携していくことで、協働事業に繋がっていく可能性もあり、市民活動団体が補助金によらない自立した活動をできるようになればという意図もある。また、発展コースの上限金額を下けているが、採択件数を下げるわけではない。

〈委員〉：他市の補助金制度も見てきたが、入門、発展コースの違いが10万円しかないものは見たことがない。市民活動団体等の発展に20万円では自立まで持っていくのは厳しいのではないかな。発展コースの中に協働コースの意味合いを持たせてはどうなのかな。

〈事務局〉：補助金額については他市の状況を鑑み、検討させていただく。

〈委員〉：平塚市では今年度、協働事業の応募がなかったと聞いている。行政の都合ではなく、自由度をもたせ事業者が行政と行うものではなく、事業者どうしで行政が絡まないかたちでもよいのではないかなと考えている。もう一つあるが、基盤整備と聞いてもイメージがなかなかかわかないと思う。どういう意味なのかな。

〈事務局〉：入門、発展コースは、提案された活動そのものを支援することとなる。組織基盤整備コースは会計ソフトの購入、情報発信のリーフレット、人材育成のための講習などといった市民活動団体の基盤を整備することに対して行う支援である。

〈委員〉：私の所属する市民活動団体では、平塚市の組織基盤整備コースの補助を受けたことがある。団体のメンバーにはそれぞれ本職があり、時間的制約もある

中で、なかなか団体としての柱を作れずにいた。そこで、組織基盤整備コースの補助金にて、これまでの実績を管理するために冊子を作成し、また、会計士を講師に招き、メンバー全体でお金の管理について学ぶことができた。

〈事務局〉：組織基盤整備コースは令和3年度、令和6年度に2団体ずつ応募しているが実績としては少ない。そうした中でコースを見直ししている経緯もある。

〈センター長〉：発展コースの中に組織基盤整備コースの要素を入れては、という話があるが発展コースは事業に対する助成、組織基盤整備コースは団体に対する助成であると考えている。協働コースも后者であるとする。事務局でこれらの整理は大変なのではないか。申請する団体がどうしていいか分からなくなるのではないか。事業助成、協働助成、団体助成などと語句の整理もしてよいかもしれない。

〈委員〉：他市では設立何年目までの市民活動団体が受けれる補助金のコースがスタートアップコースという名称となっている。入門コースには設立何年目までという要件は入っているのか。

〈事務局〉：入っていない。

〈委員〉：コースの名称は大事だと思う。特に組織基盤整備コースの組織基盤整備とは何かを伝えていく必要がある。話は変わるが、公益信託ひらつか市民ファンドの担当はどこか。

〈事務局〉：担当は協働推進課である。公益信託ひらつか市民ファンドは、平塚市協働のまちづくり基金へ移行した。

〈委員〉：なぜ確認したかという点、ファンドと基金で違う部署が担当していると、これまでの補助回数の管理にも影響が出てくると、別部署でファンドを管理しているなら、基金からの補助に加えて、ファンドからの補助が受けられるといった情報発信もできるのかと考えた。

〈委員〉：市民活動団体への協働推進課以外の補助制度はどのように周知しているか。

〈事務局〉：ひらつか市民活動センターにて、協働推進課以外の補助に関するチラシを配架しており、また市民活動団体向けに資金調達に向けた講座も開催している。

〈センター長〉：市民活動団体のスタートアップの取っ掛かりがこの平塚市市民活動推進補助金であるとする。補助金を受けて活動をしながら、個人・企業等への支援を受けれるようになるように成長できればと市民活動センターでは今後もフォローアップしていきたいと考えている。

〈事務局〉：本日、委員の皆様からいただいた意見・助言を基に補助金制度見直し内容について引き続き検討を行い、あらためて説明できるようにする。

閉会